

法教育について教員養成課程の学生と考える

上 田 理恵子

Discussing Law-Related Education with Teacher Training Course Students

Rieko UEDA

はじめに

本稿は、平成24年度前期に実施した法律学特講の実施報告である。

司法制度改革や新学習指導要領のなかでも法教育¹への関心は法曹界や教育現場を中心に教材開発や授業実践例が進み、「瞬く間に裾野が広がった」という。²

専門誌の論文数も、関心の程度を示す資料となる。社会科教育の現場の関心をはかる一例として、受講生の一人に調査をお願いし、社会科教育主要誌から、最近の十数年間のうちに発表された法教育に関する論文数の動向を確認した（文末表1および表2）。法務省において法教育委員会が発足する2003年を区切りとすると、2003年以後から2010年の間に累積された論文数は、2002年以前の約6倍にも達している。小学校新学習指導要領が施行された2008年には、特集もあったせいか、突出しているが、ほかの年も一定の数が確保されている。

その一方で、法教育理解や実施状況については各地域あるいは各教育現場によって温度差が大きいことも否めないようである。昨年度担当した免許更新講習（社会科を中心とする中高教員対象）の事前アンケートでは、受講者31名（中高教員は27名）のうち、「法教育」について「全く知らない」「ほとんど知らない」と回答した人数は21名にのぼった。「自身で実践した」という回答数は3名のみであった。

教員養成課程で法学関連科目の授業を担当する立場からは、こうした現状を自ら克服していく教員の養成に少しでも貢献したいと考え、学生の皆さんと法教育について議論し、教材開発するための授業を計画した次第である。

授業といっても「教科に関する専門科目」担当教員なので、児童・生徒に対する教授方法については、教科教育担当教員や受講生自身からかえって教えられる立場でもある。したがって、本授業の枠組みで

授業担当者は受講生に考える話題や背景知識を提供する一方で、教材化については自由に話し合いながら模索してみよう、と各回の授業に臨んでみた。

1. 実施計画のあらまし

2012年度前期に実施した法律学特講受講者数は計6名。内訳は社会科教育を主専攻または副専攻とする3年生5名、また法教育について卒論執筆予定の4年生1名である。この科目は高校公民科教員免許取得の対象となるが、同じ目的で開講される科目は比較的多いため、例年受講者は多くない。問題について共に議論する仲間が少ないのは残念だが、その一方ではまとまりがよいこと、移動教室の日程が組みやすいことが強みである。

本年度の授業計画書に記載した受講目的は、以下の通りである。³

- 裁判員制度の導入や新学習指導要領の開始に伴い、教材や実践が展開されている法教育をめぐる取り組みや議論について、関係者の位置付け方の違いまで含めて理解を深める。
- 法に関する教育の在り方について、問題意識を深める。
- 法教育に関する実際の教材や実践例を素材として、法学の立場から背景知識を深め、問題提起を行う。

実施内容は目的別に、①総論部分—法教育の「定義」、最近の動向と議論の概観（4月）、②熊本市にある司法機関の見学と検討会（5～6月）、③法教育に関する授業実践例・教材例の検討（6～7月）の三つに大別される。

①では、シンポジウムや刊行物を手掛かりに、法務省を中心に立ち上げられた法教育研究会およびそれを引き継いだ法教育推進協議会で強調された「法教育」の説明や教材を紹介した。その一方、さまざまな「法教育」理解、批判についても、その一端を

授業担当者が紹介するとともに、受講生も各自で探して紹介し、それらの情報を総合した議論を試みた。

②では、家庭裁判所と検察庁での移動教室を実施した。移動教室の準備は、履修者の確定時期から始めている。学校教育の現場に裁判所や検察庁など、法に携わる公の施設との出前教室・移動教室を利用する必要性や効果については、これまで幾度となく指摘され、施設側も迅速に対処していただいていた。熊本でも、裁判所や検察庁の公式サイト⁴と、施設職員の皆さまのご協力のおかげで、依頼から実施までを滞りなく進めることができた。

移動教室や体験型の授業を「おもしろかった」「勉強になりました」だけで終わらせないように、今年度はとくに事前・事後学習にも時間をかけてみた。

③では、受講生たち自身が選んだ教材例・授業実践例について報告と討論を実施した。その際、自分たちが授業を担当すると想定して既存の教材に自分たちなりの改善や工夫を考案することまで薦めてみた。

学期末には「あなたの考えるこれからの法教育とは？」というテーマでレポートを課した。

2. 移動教室と反省会（家庭裁判所見学・検察庁における模擬取調べ体験）

(1) 家庭裁判所見学

(a) 目的と実施概要

家庭裁判所見学を希望した目的は、家庭裁判所の仕組みや役割について理解を深めること、発展課題として少年事件に関する知見を深め、授業案の検討・作成に結びつけることにあった。

授業実践例としては、受講生には3月に甲佐中学校で実施された人権教育の授業実践「弁護士と協同する人権教育の授業開発」のDVDを視聴してもらった。少年事件を教材に、少年法の理念に照らし合わせつつ「子どもと大人の違い」を理解させようとする取り組みの一つである。法制度について学ぶことそのものが目的ではなく、法制度を手段として、中学生に「少年・少女期」という自分たちの年代について自覚させるための授業である。

また、見学に先立ち、自分たちで家庭裁判所について調べ、見学で質問したい内容を「事前アンケート」として先方にお知らせしておいた。

当日のプログラムは少年事件担当の家裁調査官との対談、少年事件の流れや家庭裁判所の概要・取り組みに関する視聴覚教材を用いてのレクチャー、少年との面談室や児童室の見学となった。

当日の質問内容は、家庭裁判所調査官の役割や少

年への対応、教育的措置に関するものを中心に、活発な質疑応答となった。教育学や心理学に関する教職科目を履修することが多いせいか、受講生たちは心理テストを実施する空間や道具にも興味を示していたようである。

(b) 考察

見学後の検討会で出た意見や感想から、授業担当者としての成果と課題を二点ずつ挙げておきたい。

実施した成果の一つ目は、「厳粛に判決が下される場」から調停前置主義、家庭の問題へのきめ細やかな対処、教育的措置の重視についてうかがうなかで、また面談室等を見学させていただき、受講生の家庭裁判所に対する具体的イメージが変わったことである。

二つ目は、家庭裁判所調査官という職業を知り、児童・少年と向き合う姿勢に、教員を目指す自分たちも示唆を受けたことである。「当事者自身の問題に気付かせる」「話をよく聴き、叱責する姿勢をとらない」こと、更生に向けたプログラムは一人ひとりに合わせて、家族ぐるみでの地域の奉仕活動への参加というプログラムなど、共鳴する部分が多かったようである。

課題の一つ目は、どちらかといえば受講生自身にとって新しい知識を得るという機会であったため、法教育に向けた教材や指導案について検討するまでには、時間的制限もあって実現しなかったことである。

課題の二つ目は、見学内容の絞り方である。今回は初めての見学先であったので、担当教員が見学内容まで一方的に決めてから準備に入らせたが、受講生のなかには、調停制度や家事事件に興味を持っていた者もいた。将来的には、できるかぎり見学プログラムも受講生たちが主体となって決められるよう、指導していきたい。

(2) 検察庁での「模擬取り調べ体験」

(a) 目的と実施概要

検察庁が市民向けに開催する「模擬取り調べ体験」は、昨年度にも利用させていただいた。プログラムの内容と検討会で出た意見に関して、拙稿でも若干ではあるが言及している。⁵

これを本授業に取り入れた目的は、異なる主張をする相手方の矛盾を追及する質疑応答を体験させること、こうした体験をどのように教材に生かすかを考えることである。「取り調べ」という馴染みのない状況ではあるが、相手の言い分を聞いたうえで矛盾点を冷静に指摘できるかがポイントである。

今年度の受講生は、昨年度のうちに検察庁による出前講座⁶を受講しており、事前に裁判員制度をめぐる議論や刑事事件の流れは概観していた。

当日の進行は、裁判員裁判を中心とした刑事手続の流れに関するレクチャー、(無銭飲食をしたという容疑の被疑者に対する)模擬取り調べ、検察官のコメント、質疑応答の順で実施していただいた。

(b) 考察

質疑応答では、検察官という職業や役割一般に集中していた昨年度に比べれば、取り調べるときの質問の仕方、資料の読み込み方など、具体的な行為へと興味の対象が当日の体験に集中できていた。検討会でも活発に意見が交わされた。それらのなかから、授業担当者側として、問題を深めて考えるきっかけを認めた三点を指摘しておく。

まず、質問の仕方について、相手の言い分を聞きながら「矛盾点をなくしていく」方法については、体験したことを「取り調べ」という特殊な場面に閉じ込めてしまわないで、演習時に自分たちが指導教員から問い詰められる仕方と比較するなど、応用のきっかけも垣間見えてきたことである。

次に、取り調べを体験し、実際に検察官からお話をうかがうことによって「書類でも対面でも、これだけ入念に調査し、慎重に詰めていたのなら、この後に裁判で審理するまでもない」ような実感を持ったという意見である。起訴までに積み重ねられる慎重な手続を追体験してみれば、わいてくるのはかえって、検察に対する信頼である。矛盾するようだが、このような実感を持った後でこそ、「一つの冤罪も生まない」ことを実現するのがどれほど難しいか、検察官の役割の厳しさや裁判員の責任の重さにも思い至ることができるのではないだろうか。

最後に、「教材化」の視点となると、とくに小学校や中学校のレベルでは批判が相次いだ。模擬取り調べそのものを学校教育で体験させることには「相手を追い詰めてしまうので、子ども同士でさせるのはいかなものか」というのである。その一方で、「法が基礎となっても調査や判断をするのは人」であることを教えるためや、「私たちの目から見えないことに問題はないか」を考えさせるための教材化は必要との意見も出るようになった。

3. 授業案の検討より

最後の三回分は、これまでに紹介された授業実践や教材例から受講生たち自身が選択したものを報告し、討論を実施した。「法教育」の教材は、いずれも

日の浅い試みである。教科教育や附属学校の教育実習で少しずつ教材研究に関する知見が深まってきた段階なので、積極的な議論が期待できると考え、またそれらをもとに、将来的には自分たち仕様の教材を創り出してほしいと考えての取り組みである。

紹介された教材の単元および実践名は①「イスラームからみた日本の刑法」(中学校地理的分野)、②「高校生がつくる『民主主義共和国憲法』」(高校3年生対象)、③「定住外国人に参政権を認めるべきか否か」(高校公民科)、④「明治の新しい世の中」より「近代化とは」(小学校6年生 歴史)、⑤「戦争を体験した人々とくらし」(小学校6年生 歴史)である。⁷

②と③は憲法や法制度を批判的に検討する教材である。②は1980年代の、いわば法教育の源流にあたる実践である。高校生が憲法の理念と現実の矛盾を問題視し、憲法を「つくる」という取り組みのなかで「変えてよいもの」「変えてよくないところ」を考え、憲法が保障する価値を再認識していこうとする取り組みである。主体的な憲法学習をめざす意欲的な取り組みである一方、当時の政治状況や授業者の主観に引きずられることもあるかもしれない。

③の「定住外国人の参政権問題」は大学の憲法学でも頻繁に論じられるテーマである。指導案では前提となる国民主権原理の考え方を「国民＝国籍保持者の総体」、「人民＝有権者としての国民」と二分している。⁸ただし、この考え方について、憲法学上の学説は一様ではない。⁹

検討会でも最初に挙げたのは「法原理解の難しさ」である。これに加えて難解な内容を座って聴くだけでは生徒たちは辛いのではないかと、「学習活動」の少なさも指摘していた。ディベートのテーマにして話し合わせる授業にする、という提案なども挙げた。「法的思考・議論を教える」授業という観点からは、むしろ法解釈に時間をかけるより、それらも含めて自分たちで「賛成」「反対」の理由を支持する「証拠」を集める作業が必要ではないか、というのである。

また、検討会の間に、現状認識から出発すること、例えば「国籍とは何か」を考える授業から始める授業の提案が報告者から出た。後日、その一人が作成した指導案を文末に掲載しておく(文末資料)。

①、④、⑤は地理や歴史分野の授業のために「法」という素材を活用することに主眼が置かれている。①ではイスラーム文化を刑罰観で、④では法の整備から明治における近代化を説明し、⑤では第二次世界大戦下の社会を「国家総動員法」を前面に押し出し「法で教える」教育¹⁰である。

受講生には、地理や歴史にこだわらず、視野を広げる新鮮な試みとして強く印象付けられ、興味を惹く一方、「地理や歴史の授業らしくなくなってしまう」ことへの抵抗、換言すれば、学習指導要領に地理や歴史として指定された項目をすべて教えきれるかといった懸念、法の評価の仕方に対する葛藤もみられた。

4. 最終レポートより

期末レポートとして、受講生自身が考える「これからの法教育」を作成してもらったところ、なかには、自分の考える法教育についてまだ模索中と思えるものもあるが、皆、さまざまな視点から考えてくれている。それらのなかから複数に共通している事項を二点挙げて、受講生からみた本授業のまとめとしたい。

一点目は、表現は異なるが、知識導入型よりも法制度の批判的検討を重視する点である。「ルールについて『なぜ』を問うことが基本」、法を「絶対視しないで議論する」公共の場が確保されるべきだという。

平成24年4月の改正労働者派遣法で見送られた「製造業への派遣禁止」の是非を議論する指導事例も作成されている。資料の典拠に関する著作権上の許可が間に合わないため本報告で紹介するには間に合わなかったが、うまくいけば、相対立する立場の言い分を正しく理解し合ったうえで問題解決をはかる、問題解決型の教材となる。

あるいはコンビニのアルバイトで未成年者に酒・タバコの販売をことわる際のマニュアルも例に挙げられている通り、「法律で定められているから」は確かに、相手に有無を言わせない決まり文句である。しかし、それを連呼しているうちに、気になっているという。勤務中は考えている余裕はないだろうが、こうした感覚を忘れないでいてくれたら、「法を遵守する」教育ではなく「主権者教育」の担い手になってくれるのではないかと期待できる。

二点目は、「法教育」の「広がり」について考えてくれていることである。よく読むと人によって重点の置き方は異なるが、歴史や地理に「法」教材が活用できること、教科間の垣根を越えて「法で教える」ことに意欲的な意見が述べられている。しかも、小学校・中学校・高等学校のカリキュラムに即しての可能性と必要性について提案されているものもある。

おわりに

体験学習や見学と教材開発との関連づけには、まだまだ課題も多く残る。教材検討についても、教科教育担当者から見れば不完全である。基礎法学の立場から、法の機能や役割についても説明不足だったのではないかと後悔も残る。

それでも、法教育というまだ新しい取り組みの射程や活用について、教員を志す学生の皆さんとある程度共通認識を深められたことが何よりの成果である。

遅刻や授業への参加態度など、レポート以外の要素も含まれるため、総合評価にはばらつきがあるが、受講生諸君には皆、ここで新たに得た知見や問題意識を将来に生かしていただけることを願ってやまない。

*本報告は科研費 平成24～平成26年度科学研究費補助金（研究代表者：上田理恵子、課題番号24653026）による成果の一部である。

- 1 ここにいう法教育とは、最も代表的なアメリカの Law-Related Education に由来するが、それを定義すると、以下のようなになる。「法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」法教育研究会『はじめての法教育—我が国における法教育の普及・発展を目指して』（ぎょうせい、2005年）、2頁。
- 2 橋本康弘「新学習指導要領における法教育—法教育に関して法律実務家に求められること」『法律のひろば』2012年10月号、4頁。なお、同号の特集「動き始めた法教育」は、法務省や法科大学院も含め法曹界の取り組みを特集。
- 3 熊本大学シラバス（教育学部）のサイトから、授業科目名「法律学特講」（http://syllabus.jimu.kumamoto-u.ac.jp/kusy_search.php、最終閲覧日2012年10月25日）で確認できる。
- 4 熊本地方裁判所・熊本家庭裁判所の公式サイトより「見学・傍聴案内」（<http://www.courts.go.jp/kumamoto/kengaku/index.html>、最終閲覧日2012年10月25日）、熊本地方検察庁の公式サイトより「広報活動」（<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/pr.html>、最終閲覧日2012年10月25日）
- 5 拙稿「教員養成課程における法教育の担い手養成にあたって」『法と教育』Vol. 2（2011）、87-95頁。
- 6 拙稿「教員養成課程向け法学関連授業における熊本地方検察庁の出前教室の活用」『熊本大学教育実践研究』29（2012）、139-143頁。

- 7 授業実践・教材の出典は以下の通り：①藤瀬泰司「イスラームからみた日本の刑法」橋本康弘・野坂佳生編著『“法”を教える—身近な題材で基礎基本を授業する』（明治図書，2006年），54-63頁 [以下，橋本・野坂（2006）と略す]，②石渡延男「高校生がつくる『民主主義共和国憲法』」歴史地理教育（1986年5月号）16-21頁，③橋本康弘「法的論争問題 外国人参政権の授業」橋本・野坂（2006），84-95頁，④「近代化って何？—条約改正」千葉大学教育学部・附属連携研究社会科部編『社会が見えてくる“法”教材の開発』（明治図書，2008年），72-85頁，⑤向井浩二「“法”が私たちの生活をしばる—国家総動員法」前掲書，44-57頁。
- 8 橋本・野坂（2006），84-85頁。
- 9 この点につき，例えば芦部信喜『憲法 第五版』岩波書店，2011年），43頁参照。
- 10 「法を教える」と「“法”で教える」の区別につき，千葉大学教育学部・附属連携研究社会科部編『社会が見えてくる“法”教材の開発』（明治図書，2008年），24-27頁。

表1. 社会科教育の主要誌における法教育関連論文数の動向

法教育研究委員会発足以前		法教育研究委員会発足以後	
年	件数	年	件数
～1999年	4	2003年	3
		2004年	4
2000年	3	2005年	4
		2006年	5
2001年	0	2007年	8
		2008年	12
2002年	0	2009年	5
		2010年	2
計	7	計	43

(作成者：教育学部4年 西山舞)

表2. 表1のために調査対象とした雑誌について

誌名	編集発行	創刊年
カリキュラム研究	日本カリキュラム学会	1992年
公民教育研究	日本公民教育学会	1993年
社会科教育	明治図書	1964年
社会科教育研究	筑波大学を中心とした日本社会科教育学会	1953年
社会科研究	広島大学を中心とした全国社会科教育学会	1953年
社会系教科教育学研究	兵庫教育大学を中心とした社会系教科教育学会	1989年
社会認識教育学研究	鳴門教育大学を中心とした鳴門社会科教育学会	1986年
歴史地理教育	歴史教育者協議会	1955年

今回は社会科教育で代表的な雑誌を対象に投稿された論文・実践の検討を行った。

大学機関誌に関しては、主に広島大学・兵庫教育大学・筑波大学・鳴門教育大学が中心となり研究が行われているため、今回はその4つの大学機関誌も調査対象とした。（作成者：同左）

資料 受講生作成の指導案例

指導案

1 単元名

国籍とは何だろう

2 対象

高校公民科または総合学習

3 指導計画（全4時間）

(1)国籍と権利の関わりを知る・・・・・・・・・・・・・・・・・・1時間（本時）

(2)外国人参政権の是非について討論する・・・・・・・・・・2時間

(3)なぜ参政権が求められるのか考える・・・・・・・・・・1時間

4 授業考案の理由

平成19年度発行の東京書籍『現代社会』を読んでもと、国籍や外国人参政権にはあまり触れられていない。しかし、K-POPブームや格安で韓国などに行ける時代になったことから、海外旅行に行く高校生も少なくないだろう。パスポートを使う機会は高校生にも身近なものとなるだろう。よって国籍について知ることが意義のあることだと考えられる。そして定住外国人が参政権を求めていることから、なぜ求めるのか考えさせ、政治的無関心に気づかせたい。

外国人参政権については様々な意見があるが、その軸となるのが国籍の考え方である。定住外国人に参政権を認めている国は少なくない。しかし日本には在日韓国人・朝鮮人の割合が高いことから、抵抗する意見もある。様々な意見のある中で、自分なりの意見を高校生に抱かせたい。

5 本時の指導

(1)目標

芸能人の報道等の具体的な事例から国籍について関心を持ち、国籍を有無で何が異なるのか説明できる。

(2)本時の展開案（別出）

<参考文献・URL>

1. 橋本康弘・野坂佳生編著、『“法”を教える―身近な題材で基礎基本を授業する』、明治出版、2006年
2. アイランドバケーションクラブ「ハワイでのホスピタルケア　ハワイで出産する」
<http://ivc-hawaii.net/hospi.html>（最終閲覧日：2012年8月5日22時30分）
3. 石川明・池田真朗・宮島司・安富潔・三上威彦・大森正仁・三木浩一・小山剛編集代表、『法学六法'11』、信山社、2010年
4. 奥田和秀・松岡孝安・山岡幹朗編集協力・執筆、『資料 政・経 2009』、東学株式会社、2009年
5. 大村敦志、『他者とともに生きる 民法から見た外国人法』、東京大学出版社、2008年

(2)本時の展開案		
	学習活動・学習内容	指導上の留意点
導入	1. 外国出身の芸能人を挙げ、外国人と日本人の違いを考えさせる	1-1 生徒が興味を持つように、K・POP のアーティスト等を取り上げる。 1-2 日本人と外国人の違いは「国籍があるかどうか」であることに注目させる。
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 国籍の有無で何が異なるのだろうか </div>		
展開	2 ハワイで出産する人がいる事例を取り上げ、その理由を考えさせる 3 国籍を持つことで得られるものは何か、考えさせる	2 米国移民法によって、アメリカで生まれた子どもにはアメリカ国籍を付与することが定められている。子どもは手続きによって日本国籍とアメリカ国籍の両方を取得でき、20 歳になった時にどちらかを破棄しなくてはならない。(最近では、国籍目的での入国が厳しくなっている) 3-1 日本国籍を得ることで、日本の法が適用される。そのことによって参政権などの権利を得ることができる。 3-2 参政権に特に触れ、あとの授業につなげるようにする。 3-3 日本に住む外国人タレントの考え方などを提示し、親しみを持たせる。(例：タレント・Fさんのツイート等)
終結	4 国籍を持つ意義について考えさせる	4-1 日本国内での様々な権利を得ることができる。特に参政権を得ることは、国家形成のために重要なことである。 4-2 国家形成の役割を持つ参政権について、生徒や日本人は軽視していないか考えさせる。

(作成者：教育学部 3年 中尾友美)